

# 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例

## 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例

平成 18年 7月1日

条例第 183 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市地域コミュニティ審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住みよいまちづくりに関する事項について調査審議し、地域の課題解決能力を高め、地域における市民参加の基盤をつくるための指針となる本市の地域コミュニティ基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 団体の代表者

(3) 佐賀県及び嬉野市の職員

3 審議会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の策定の完了までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長を務める。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が必要と認めるときは、専門家の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

## 嬉野市地域コミュニティ審議会委員名簿

所管課 地域振興課  
協議会・審議会・委員会等名 嬉野市地域コミュニティ審議会

| 氏名          | 備考(選出母体)       |
|-------------|----------------|
| 長 安 六       | 専門家            |
| 大 島 英 樹     | 区長会代表(塩田地区)    |
| 松 元 廣 巳     | 区長会代表(嬉野地区)    |
| 橋 口 隆 司     | 老人クラブ連合会代表     |
| 鬼 橋 夕 力 工   | 嬉野市地域婦人連絡協議会代表 |
| 藤 山 政 彦     | 嬉野市文化連盟代表      |
| 副 島 美 穂 子   | PTA連絡協議会代表     |
| 行 武 登       | 嬉野市体育協会代表      |
| 一 ノ 瀬 キ ク ヨ | 嬉野市身体障害者福祉協会代表 |
| 藤 田 達 美     | 防犯推進協議会代表      |
| 犬 尾 敦 弘     | 公募委員           |
| 岩 本 良 子     | 公募委員           |
| 織 田 良 範     | 佐賀県県民協働課長      |
| 中 島 庸 二     | 嬉野市総務部長        |
| 桑 原 秋 則     | 嬉野市企画部長        |
| 森 育 男       | 嬉野総合支所長        |

## 嬉野市地域コミュニティ審議会の経緯

| 期 日              | 内 容   |
|------------------|---|
| 平成18年 7月 26日(水)  | (第1回審議会)<br>委嘱状の交付・会長 副会長の選出<br>事務局よりスケジュールの説明<br>諮問  |
| 平成18年 8月 29日(木)  | (第2回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について<br>・宗像市事例研究   |
| 平成18年 9月 25日(月)  | (第3回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(継続)<br>・市民意識調査について<br>・地域コミュニティの理想像について<br>・地域コミュニティの範囲について |
| 平成18年 10月 26日(木) | (第4回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(継続)<br>・市民意識調査結果報告<br>・地域コミュニティの活動内容について                    |
| 平成18年 11月 24日(金) | (第5回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(継続)<br>・嬉野市地域コミュニティ基本方針に向けて                                 |
| 平成19年 1月 17日(水)  | (第6回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(継続)<br>・嬉野市地域コミュニティ基本方針に向けて                                 |
| 平成19年 2月 23日(金)  | (第7回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(継続)<br>・嬉野市地域コミュニティ基本方針に向けて                                 |
| 平成19年 3月 8日(木)   | (第8回審議会)<br>嬉野市地域コミュニティ基本方針について(承認)<br>答申   |

## 先進地視察の結果

平成18年8月22日に先進地である福岡県宗像市の「吉武地区コミュニティセンター」の視察を行いました。運営されている協議会会長や市の担当の方の話をお聞きし、参加した委員が嬉野におけるコミュニティの将来像を描くことができました。



嬉野市地域コミュニティ基本方針策定に寄せて

## 「小さいものは美しい」

嬉野市地域コミュニティ審議会 座長 長 安六

ネジバナやオオイヌノフグリ。普段は雑草にしか見えない路傍の草草が春になると一斉に小さな美しい花を咲かせる。だが、それに気づき、愛おしく感じる心の余裕がないと、私たちの目に入ってこない。

以前、韓国の先生を車に乗せて佐賀市の多布施川沿いを通ったおり、車窓を眺めていた先生に、ここは美しいところですね、と言われた。折りしも季節は春、堤沿いに植えられたセンダンや桜その他の木々が一斉に芽吹き始めていた。いつも通っている道だが、言われて初めて、ハッとそれに気づいた。それ以来、通勤の傍ら、春夏秋冬の変化を楽しんでいる。信号停車も、渋滞のノロノロ運転も気にならなくなった。

季節の草花以外にも、水路、えびす像、石碑、お宮、祭、行事等、地域にはいろんなものがある。行き交う人だってそうだ。日日の些細な出合いを大切にすること、それが豊かさだと思う。だが、外からみると美しい自然や貴重な歴史的遺産でも、いつもその環境のなかにいると、それに気づかなくなってしまう。それはご馳走が、時たま戴くからご馳走であって、毎日食べていたらご馳走でなくなるのと同じだ。

感性が麻痺した私たちは、いつの間にか、都会の林立する高層ビルや高速道路網、大型商業施設等に眼を奪われ、近代化の波に翻弄されて、郷土の先人達の遺産に気づかず、荒れるままに放置し、果ては重機で簡単に破壊しようとしている。いわば先人達の遺産を食い潰しているのだ。

私たちは、今、ゆっくり自分達の周りを見つめ直し、そこにある、豊かな自然や文化、歴史的遺産に気づくべき時にきているのではないだろうか。そして、先人達と同様、私たちの感性を加えて、次世代に受け渡さなければならないのではないか。わたしどもの団塊の世代を始めとして、今なら、それが解る多くの先輩達がいる。今日、自治体はどこでも財政難であるが、財源が少なくても、住民が自らの手で地域の資源（自然、歴史、文化、人的）を融通して活用すれば、豊かな地域づくりは可能である。なぜなら、コミュニティの語源はお互いに贈り物をする社会、お裾分けの世界であるからである。

嬉野市で始まった小学校区を範囲とする地域コミュニティづくりにそのことを期待したい。地域住民自身の手による、小学生や園児たちの目線でみて美しい郷土づくりが始まれば、発言の度に空々しさが増す阿部首相の「美しい国、日本」も、何か意味があるようにも思える。

